

第2章 魚沼市の状況

1. 人口の推移

本市の人口は、平成2年の国勢調査では47,394人でありましたが、急速な高齢化と少子化で、年々減少し、平成22年には40,361人となり、平成2年に比べ15%も減少しており、この状況は今後も続くものと推計されます。

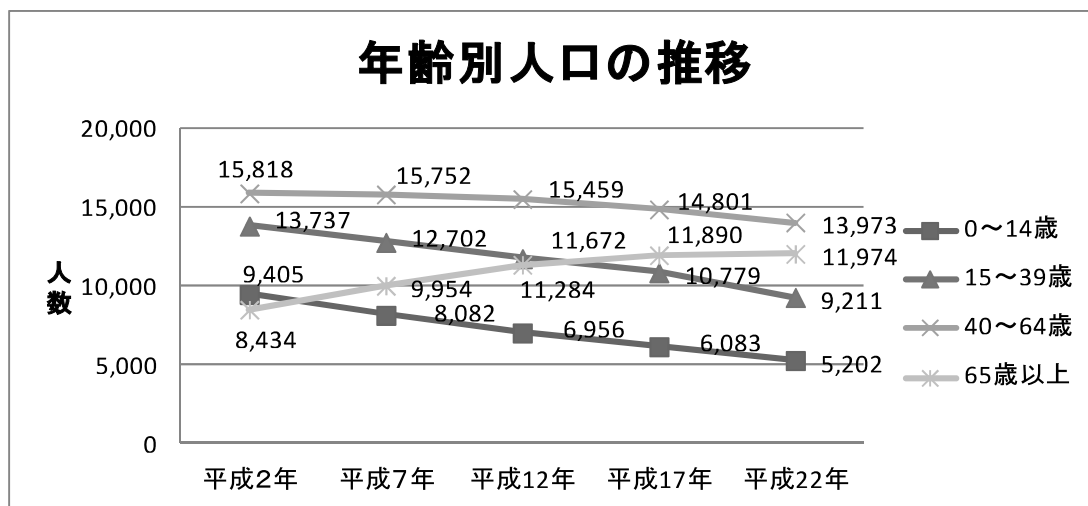
また、65歳未満の年齢層は減少していますが、65歳以上の高齢者は、平成2年に比べ3,540人増加し、その半数が75歳以上となっており、増加傾向が著しい状況です。

【人口構造の推移】

(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総人口		47,394	46,490	45,386	43,555	40,361	
年少	0～14歳	9,405	8,082	6,956	6,083	5,202	
生産人口	15～39歳	13,737	12,702	11,672	10,779	9,211	
	40～64歳	15,818	15,752	15,459	14,801	13,973	
	小計	29,555	28,454	27,131	25,580	23,184	
高齢人口	65歳以上	8,434	9,954	11,284	11,890	11,974	
	内訳	65～74歳	4,930	6,002	6,115	5,460	4,998
		75歳以上	3,504	3,952	5,169	6,430	6,975
年齢不詳		0	0	15	2	1	

資料：各年国勢調査



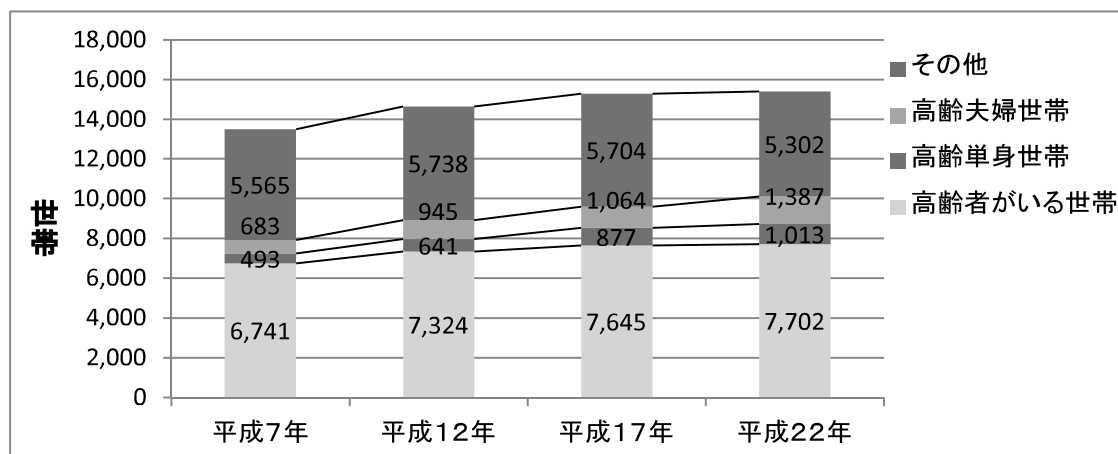
2. 世帯の状況

高齢者がいる世帯は、平成7年の6,741世帯から平成22年には7,702世帯と年々増加し、総世帯数に占める割合でも新潟県全体の1.2倍、全国平均の1.6倍となっています。

また、高齢夫婦のみの世帯や高齢単身の世帯が急増しています。

(単位：世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	12,968	13,393	13,626	13,075
高齢者がいる世帯	6,741	7,324	7,645	7,702
高齢単身世帯	493	641	877	1,013
高齢夫婦世帯	683	945	1,064	1,387
その他	5,565	5,738	5,704	5,302



資料：各年国勢調査

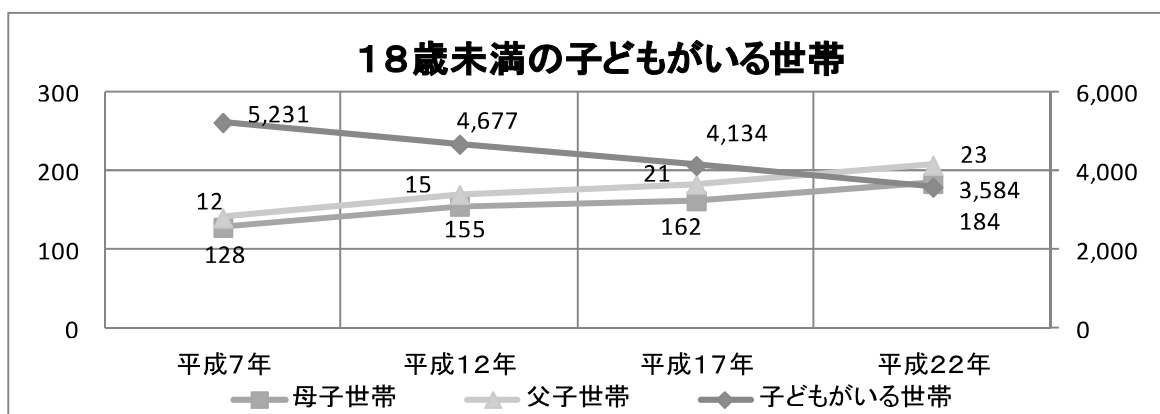
【ひとり親世帯の推移】

子どもがいる世帯は、年々減少していますが、ひとり親世帯は反対に増加しており、平成23年度末でのひとり親世帯も、母子世帯271世帯、父子世帯37世帯となっています。

(単位：世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
子どもがいる世帯	5,231	4,677	4,134	3,584
母子世帯	128	155	162	184
父子世帯	12	15	21	23

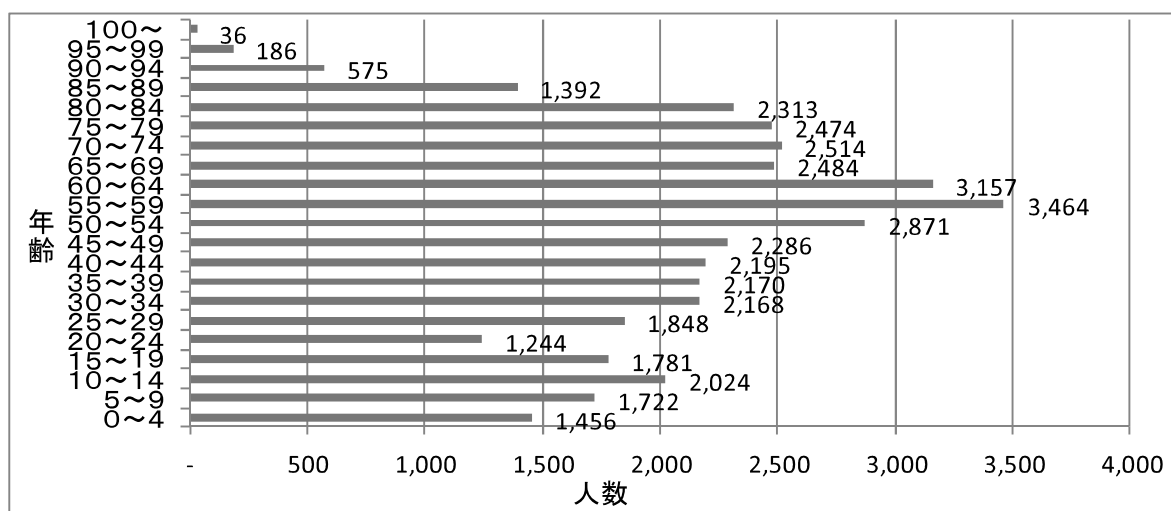
※いずれも、ひとり親世帯は、単独世帯数で他の世帯員がいる場合を除きます。



資料：各年国勢調査

下図は、平成22年の国勢調査の魚沼市における5歳区切りの年齢構成ですが、50歳以上の人口に比べ、子どもの数が非常に少ないことがわかります。

また、20歳～24歳の人口が極端に少ない原因は、市外への進学、就職によるものと考えられます。



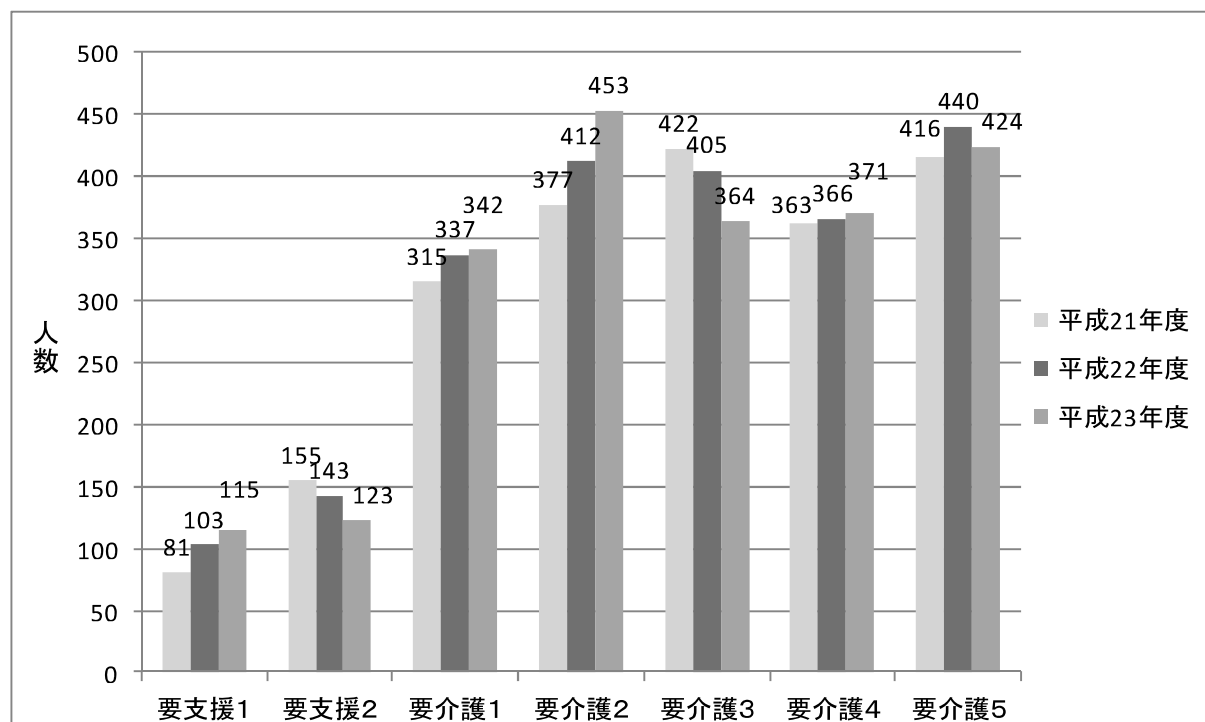
3 要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数の割合は全国及び県平均の約16%に対して18%程度となっており、要介護度別でも重度者の割合が高くなっています。

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	摘 要
高齢者人口	11,978	12,006	12,038	
65～74歳	5,327	5,274	5,196	
75歳以上	6,651	6,732	6,842	
要支援1	81	103	115	
要支援2	155	143	123	
要介護1	315	337	342	
要介護2	377	412	453	
要介護3	422	405	364	
要介護4	363	366	371	
要介護5	416	440	424	
合 計	2,129	2,206	2,192	23年度認定率18.2%

資料：第5期介護保険事業計画



4. 障がい者の状況

障害者手帳の種類については、身体障害者、療育（知的等）、精神障害者保健福祉の各手帳がありますが、精神障害者保健福祉手帳については、所持していない方でも自立支援医療受給者証（精神通院）により一部のサービスが利用できます。

身体障害者手帳では肢体不自由の方が全体の56%を占め、次いで内部24%、聴覚11%、視覚7%であり、療育手帳は、AとB判定がありますが、Bが65%を占めています。

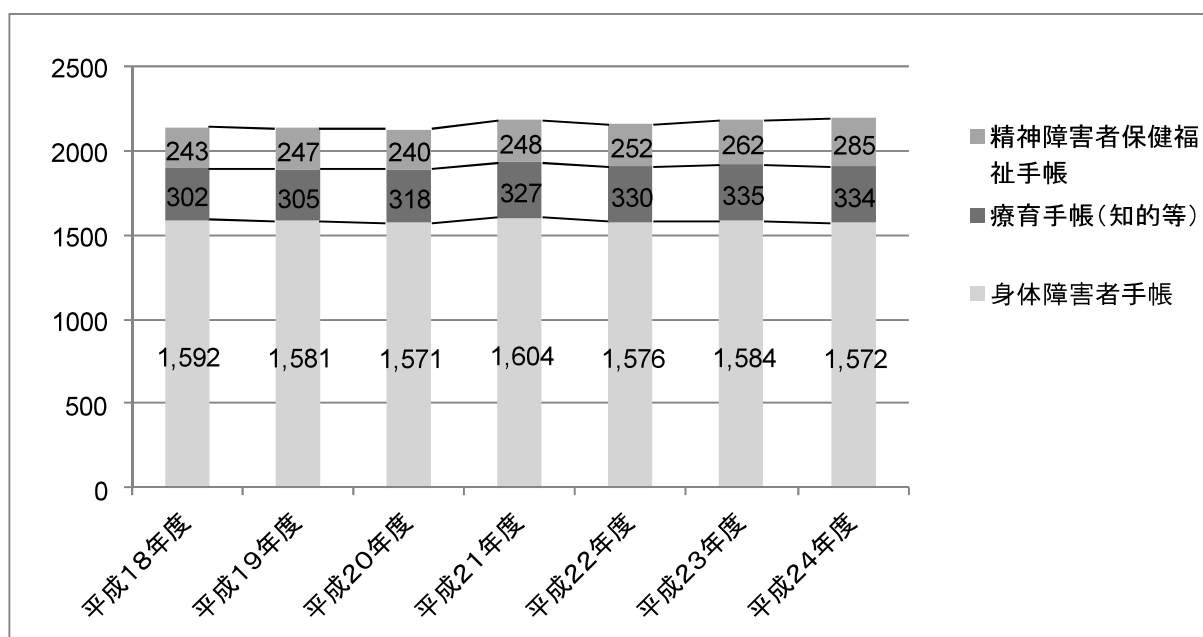
また、精神障害者保健福祉手帳については、1、2、3級のうち2級が77%となっています。

【手帳所持者の推移】

（単位：人）

年 度	身体障害者手帳	療育手帳（知的等）	精神障害者 保健福祉手帳	計
平成18年度	1,592	302	243	2,137
平成19年度	1,581	305	247	2,133
平成20年度	1,571	318	240	2,129
平成21年度	1,604	327	248	2,179
平成22年度	1,576	330	252	2,168
平成23年度	1,584	335	262	2,181
平成24年度	1,572	334	285	2,191

※各年度4月1日現在 ○療育手帳には、発達障害の方も含まれます。



5. 要援護者の状況

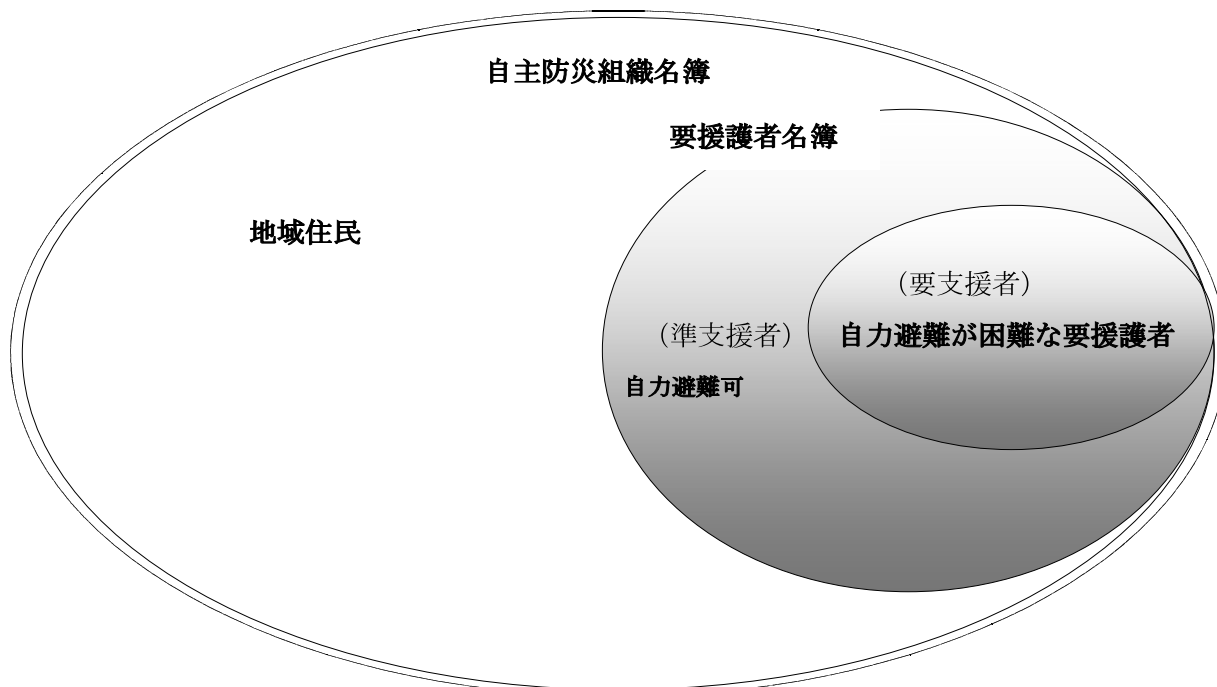
下記の基準により要援護者名簿への登載対象者を抽出しています。

平成24年現在実数で3,363名（個別抽出には重複あり）うち同意による登録人数は2,522名、これにより登録された要援護者名簿を参考として、各自主防災組織が個別支援計画を作成して、災害時の安否確認等に対応できる体制整備を進めています。

【要援護者名簿作成の基準】

- 1) 75歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の者
- 2) 要介護度3以上の者
- 3) 身体障害者手帳の種別が1種の者
- 4) 療育手帳の判定がAの者
- 5) 精神障害者保健福祉手帳を有し、避難支援が必要と認められる者
- 6) 難病患者で県より情報提供を受けた者
- 7) その他これらに準ずる者

【参考】災害時要援護者名簿の範囲



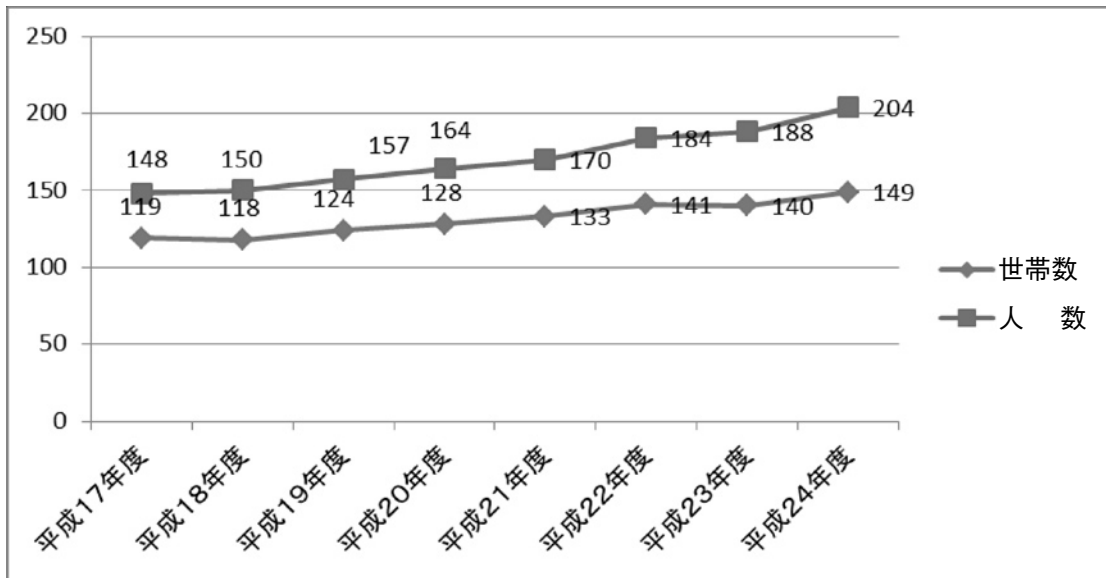
※災害時要援護者名簿の中でも、実際には家族等の支援や自力の避難が可能な方も含まれるため、自主防災組織を中心に個別支援計画を作成していく必要があります。

6. 要支援者の状況

生活保護世帯については、合併直後から見ると18%程度増加し、今後も景気の影響から増加傾向と見込まれています。

【生活保護世帯の推移】

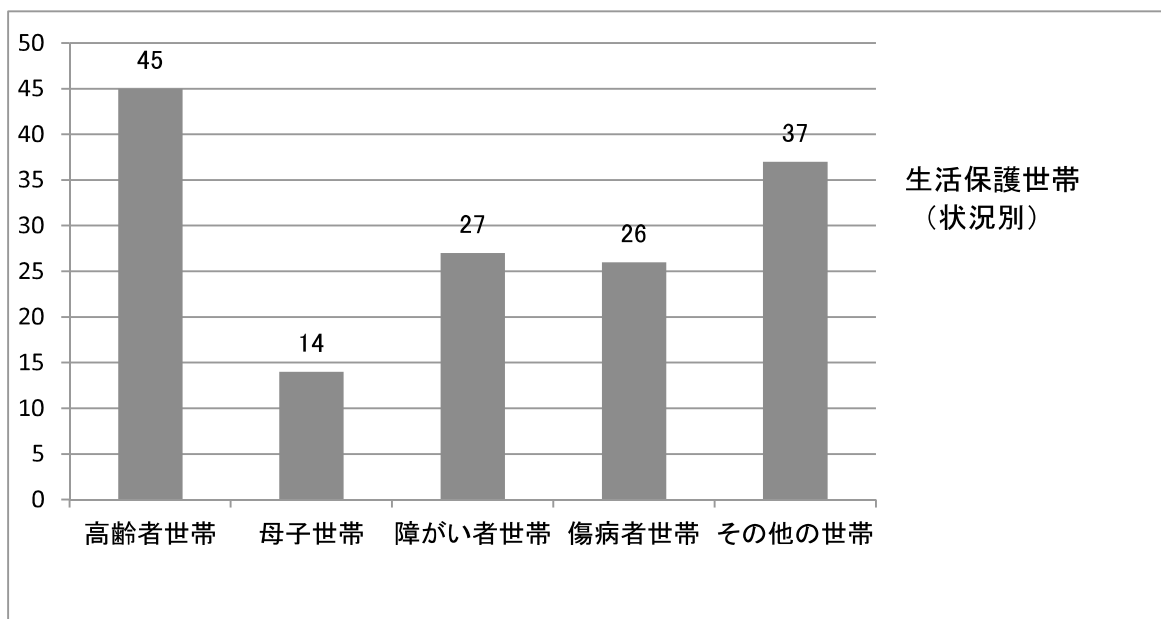
(単位：世帯)



※平成24年度は12月末現在の数値です。

【保護世帯の状況別】

(単位：世帯)



※高齢者世帯では、高齢単身者が43件を占めています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

魚沼市総合計画では、うつりゆく四季の変化によって育まれる魚沼の美しい風景とそこで生きいきと暮らす人々の姿から、市の将来像を『人と四季がかがやく雪のくに』と定めています。

一方、「第1次魚沼市地域福祉計画（計画期間：平成22年度～24年度）」には、基本理念として『誰もが安心して元気に暮らせる福祉のまちづくり』を設定し、誰もが住みなれた家庭や地域の中で育まれた人間関係を基盤として、共に生き、支え合う福祉のまちを市民みんなで創造していくこととしました。

今回、計画の幹となる「地域福祉計画」と枝葉となる「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとした本計画では、前計画の基本理念をもう少し掘り下げて、子どもからお年寄りまで、障がいがある人もない人も、魚沼市という地域社会の大切な構成員であることを互いが認識し、ともに助け合い、市民のだれもが夢を持ちながら安心して暮らせるまちを目指して、次のような「基本理念」を掲げました。

基本理念

**ともに認め、たすけあい、
かがやきつづける
夢と安心のまちづくり**



2

基本目標

「基本理念」の実現を目指し、市民や地域・関係団体・福祉事業者・行政が協働して地域福祉を推進していくための方向性を明確にするため、次の3つの「基本目標」を定めます。

基本目標Ⅰ

支え合いにより安心して暮らせるまち

- ・地域内での住民同士のつながりを大切にし、「困ったときはお互いさま」の精神のもと、性別や年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず、同じ地域に住む人が知り合い、支え合いの意識を持つことができるよう交流の場づくりや仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅱ

様々な福祉サービスが利用しやすいまち

- ・市民が必要とするサービスを利用できるよう、福祉活動に関する情報発信を充実させるとともに、ニーズの収集に努め、施設や福祉サービス、相談窓口の充実を図り、福祉分野にとどまらず、保健、医療、子育てなどに関わる様々な機関・団体等と連携し、地域に密着した総合的なサービス提供を進めます。

基本目標Ⅲ

みんなが福祉活動に参加できるまち

- ・地域福祉を活性化するため、各種団体との連携により情報の共有に努めます。また、既存ボランティア団体の活動サポートや人材の育成を行いながら、市民、福祉事業者等による新たなサービスの開発や学校・地域における福祉教育・啓発の充実を支援します。

計画の体系

